調布市下水道条例施行規則（昭和47年４月１日規則第12号）

最終改正:令和8年2月27日規則第9号

改正内容:令和8年2月27日規則第9号［令和8年10月1日］

（下水の排除の制限の特例）

第23条　条例第10条第3項に規定する規則で定める水質の下水は、次の各号に掲げる項目又は物質に係る下水とし、同項に規定する規則で定める下水の量は、1日当たりの平均的な排水量が50立方メートル未満とする。

（1）生物化学的酸素要求量

（2）浮遊物質量

（3）ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量）

（4）窒素含有量

（5）燐（りん）含有量

（6）フエノール類

（7）鉄及びその化合物（溶解性）

（8）マンガン及びその化合物（溶解性）
